

井上満郎著

『平安時代軍事制度の研究』

元 木 泰 雄

はじめに

近年、中世成立期における軍事制度の研究は著しい進展を示しているが、その先駆的な役割を果たしてこられたのが、本書の著者井上満郎氏である。元来、この時期の軍事力については、鎌倉幕府の前提として私的な主従関係の発展が重視され、王朝側の軍事制度はほとんど取上げられることはなかった。井上氏は、あえてこの未開拓の分野に挑み、精力的に研究を続けてこられたのである。本書は軍事制度に関する氏の既発表論文の大部分、そして未発表論文一篇を取録したもので、これによって氏の見解は包括的に通観しうるようになり、今後この分野の研究に大きく寄与するものと思われる。さて、各論稿は次のような章・節にまとめられている。

序 章 平安時代軍事制度の概観（序章）

第一章 律令軍制の崩壊

第一節 健児制の成立と展開（I—§1）

第二節 俘囚の兵士（I—§2）

第三節 律令国家の武器所有について（I—§3）

第二章 軍事制度の研究

第一節 検非違使の成立（II—§1）

第二節 押領使の研究（II—§2）

第三節 追捕使の研究（II—§3）

第四節 源氏と平氏—棟梁の成立（II—§4）

第三章 軍事編成の研究

第一節 将門の乱と中央貴族（III—§1）

第二節 院政政権の軍事的編成（III—§2）

第三節 鎌倉幕府成立期の武士乱行（III—§3）

* 以下本稿で各節の所論に言及する場合には、括弧内に記した略号を用いることにする。

本書については、すでに下向井龍彦氏が三使の問題を中心に、各節ごとに詳細な批評を加えた書評を発表されている（『史学雑誌』九〇—一、一九八一年一月）。そこで本稿では「序章」を中心に井上氏の見解を概括しながら、主要な問題に則して各節の所論にもふれて、最後に若干の論評、私見を加えてゆくことにしたい。

一

まず律令軍制の解体に関する井上氏の見解にふれよう。氏は、軍事・武力的側面を中世成立を特色づける重要な契機と位置づけ、また古代の軍事力は強制の手段であると同時に労役としての徵発であり、その徵発自体が収取の機能を証明するという独自の視角を有している。さらに、中世に向けての克服課題として、律令国

家による武器の独占・特定の組織原理の排除といった問題が存したとする(序章)。各論稿は、以上のような問題意識に基づいて作成されているのである。

次に「序章」第一節によって、十世紀に至るまでの軍事制度に關する見解を概観してみよう。本来徭役として農民を個別に徵発していた軍団兵士制は農民の抵抗により解体し、それにかわって郡司の共同体首長としての潜在的軍事力を国家の軍事的官僚機構にとりこんだ健児制(第三次)が中央政府の軍事力となるが、これも家父長制家族の成長・分解によって失敗する。これにかわって被支配者抑圧の暴力として自立的農民層を用いた兵士制が国司の主導下に復活し、中央政府もこれに対応する征夷大將軍を創出するが、一國規模をこえる群盜の横行、そして公民の成長によって崩壊すると述べている。

以上のうち、まず軍団兵士制は言う迄もなく対外武力という本質を有する存在で、従来その停廃は國際情勢の推移と不可分の關係にあるとされてきている。井上氏の場合、あえて異なる側面から分析を試みたのであるが、結果的には一面に偏した理解にとどまっており、こうした欠陥が史料的な裏付にも欠ける「復活兵士制」の想定にも反映している。

つぎに健児制に關しては、I—§1で唐との制度上の關連を詳細に論じるとともに、日本における第一次から三次までの各健児制の性格にふれている。しかしここで、軍制史上最も重要な第三次健児制について、一方で単に國府を守備する存在で戰士としての性格はほとんどないとしながら、他方で桓武政權を擁護する武力とみなすという矛盾した評價がなされている。巨大な常備軍で

あった軍団兵士制と対比した場合、史料通りに理解するのか、またその背後に潜在的な武力を想定しうるのはか判断に迷う面もあるが、この問題も前提となる軍団兵士制廢止の意味を明確に把握した上で結論を下す必要がある。

一方、I—§2では俘囚の兵士差発をとり上げている。ここでも井上氏は徭役賦課としての面に着目して、俘囚の支配そして兵士役は律令國家の理念が堅持されていることの証明であったと分析する。しかし、俘囚が武力としての有効性ゆえに、あえて兵士に起用されたことは史料の上からも明らかで、単なる理念上の問題と解するのは疑問である。また軍事制度のみを通して、律令國家の理念にまで言及する方法も慎重な検討が必要ではないだろうか。

新發表の論稿であるI—§3においては、古代國家と武器所有の問題が論じられている。ここでは、平安初期の征夷戰爭を通じての武器の進化、そして民間における馬具をはじめとする武器生産等に関する具体的な指摘が注目される。さらに民間への技術伝播の経路や「無頼之輩」と称される人々と「諸家」等の権門との關係の解明が今後の課題と言えよう。

以上、井上氏の所説のごく一部分をかいつまんでふれてきた。

基本的に氏は軍事力を徭役とする視角に基づいて解体期の律令軍制を把えようとしているが、その見解はやや抽象的であり、また対外的軍事力の面を無視するなど一面的なものとなったように思われる。この時期の軍事力を論じるに際して、その実効力の有無、行使の対象の検討が不可欠であり、さらに、軍団兵士制の停廃後においては、辺境・京・その他の諸國といった地域ごとの相違に

留意する必要がある。

二

つぎに、檢非違使・押領使・追捕使——所謂三使の問題、そしてその確立の契機となつた將門の乱に関する所説を検討する。

(1) 最初に三使について、「序章」の記述を中心にみてゆこう。十世紀においては農奴主階級の武力こそが基本的なものであり、それは國衙によって組織されて「諸國兵士」として存在した。中央朝廷は諸權門を抑え、さらに大規模な内乱に対処する軍事制度として三使を創出し、諸國兵士を掌握しようとしたのである。そのうち檢非違使は、当初良吏政治の一環として出發するが、十世紀には兵士制にかわる軍事力となり地方の反乱にも下向することもあった。また追捕使は承平・天慶の乱に際して出現し、最初は中央政府の命によって行動する「道」追捕使であったが、やがて任免權は國衙に移り「國」追捕使が成立し、國兵士の指揮權を握るようになる。一方押領使は本来兵員の輸送にあたる存在であったが、將門の乱を機に突戰に参加するように變化する。そして、これも当初は將門に対抗する武力として朝廷が補任したが、やがて任免權は國衙へ移る。こうした三使はいずれも武力としては様々な限界があつたために、承平・天慶の乱が終熄した後になると國家の軍制すら不明確になり、摂關家等政權を握つた貴族の軍制が國家の軍事制度のようにあらわれ、もはや中央政府は地方の農奴主たちを直接把握しえなくなつたと結んでいる。

評
書
まず檢非違使の問題であるが、井上氏はⅡ-1において摂關政治成立とともにその武力となつたとし、院政期も含めて(Ⅲ-

§2)一貫して政權保持者を擁護する武力として評価している。しかし、氏自身も述べている通り、その武力としての役割には限界があつたのであり、他の側面—司法・行政—も含めて包括的に論じる必要がある。また、森田悌・渡辺直彦・大饒亮等の諸氏による批判に対応した新しい見解を期待したい。

つぎに押領使(Ⅱ-§2で詳述)、追捕使(Ⅱ-§3で詳述)の問題に移る。これらは井上氏によって、初めて本格的な研究対象として取上げられた軍事制度であり、現在、氏の見解の多くは通説化していると言えよう。しかし、下向井龍彦氏は本書の書評において、井上氏の所説に対して次のような批判を加えている。まず押領使の問題では、①発生も役割も全く異なる「軍行」・「諸陣」・「諸國」・「運上物」の各押領使を区分せず、一括して論じており、②押領使の權限を正確に把握せず、抽象的・概念的な理解にとどまっている(この点は追捕使も共通)と述べ、一方追捕使については、①押領使との異同が不明確であり、②根本的に性格を異にする「道」・「國」追捕使を同一系列上で論じたとしている。下向井氏が付加された氏自身の見解にまで立入る余裕はないが、右の指摘は基本的に妥当なものと考えられる。もちろん、名称の問題については、性格が異なるものでありながら共通した名称を有する理由は明らかではなく、統一的に理解しようとする井上氏の考え方が全く意味を失つたわけではない。しかし、かなり流動的な性格を帯びるこの時期の諸制度を、律令制の官職のごとく名称の共通性から判断して、同一の枠組みで捉えようとする方法には疑問があるように思われる。

(2) 井上氏は將門の乱を律令國家とは相容れない農奴制原理に

もとづく内乱とみなし、乱そのものの解明よりも、乱が朝廷に与えた軍制・國政上の影響を分析することに主眼をおいている。氏の見解をまとめると、まず検非違使・押領使・追捕使の三使が実質的機能を確立し軍制が大きく変化する。同時にこれは農奴主である領主の武力を國家内に組み込むことを意味していた(以上、II-§2など)。一方、この内乱は、藤原北家の政權が確立しつつあった政治情勢にも影響を及ぼしたとして、乱における忠平や、推問使・征東大將軍に補された中央貴族の行動を分析している(III-§1)。

以上のうち、三使については既にふれた通りで繰返さない。一方、その三使を通して朝廷が農奴主の武力を把握しようとした点は、基本的に首肯しうる指摘である。しかし、その対象となった領主は平貞盛に見られるように、いわゆる「諸家兵士」に属していたのであり、このことは経歴等から考えて、氏が貞盛とは異質とみなした藤原秀郷にも共通したものと考えられる。かかる「諸家兵士」のほか、承平・天慶の乱に際して朝廷は、諸家・諸國等の兵士・武器・馬などを積極的に調達したのであり、諸権門に分化した武力を朝廷が統一的に把握しうる体制が築かれたと言えよう。この点こそが、内乱による中央軍制の最大の変化であり、さらに國政にも少なからず影響を与えたものと思われる。井上氏も三使の役割について右のごとき評価を示唆しながら(序章)、各節においては領主の体制内化、公權の獲得という面のみを強調し(II-§2)、内乱に際して朝廷のとった施策を正面から取上げずに一部貴族の私的な利害に基づく行動に言及したに留まる(III-§1)のは惜しまれる。

さらに、乱後の軍制の変化として見落とせないのが、福田豊彦氏によって詳細に論じられている、中央における軍事貴族の成立という問題である^①。その特色の一つとして、いずれも四・五位の官位を有し、京の政界で活動していたことが指摘される。例えば將門追討の立役者藤原秀郷は従四位下下野守に補されるが、このことについては井上氏の言うような自己の支配領域強化(II-§2)の面よりも、秀郷が四位・圍守という中央貴族の地位を得たことを重視すべきであろう。秀郷自身の史料には欠けるが、その子千晴以下が京において活躍し京官の地位を保持していたことか
らみて、秀郷の中央における軍事貴族化は間違いない。このほか、貞盛や平公雅らのように、坂東辺境にあった軍事貴族たちが京に活動の中心を移すことになるのである。

また、彼らのもう一つの特色は、官職と無関係に軍事・警察活動に動員されたことであった。とくに、藏人頭の命によって活動した例からもわかるように、彼らは特定権門に結合していたのではなく、直接朝廷の指示をうける立場にあったと言えよう。したがって、その出現は諸権門に分化していた武力を朝廷が直接把握しようとした軍制上の変革の一環と考えることができる。井上氏は、かかる軍事貴族の活動について、十世紀末に検非違使にかわって体制外の「武士」が起用されたとする(II-§1)が、以上述べたように將門の乱以来の、朝廷による一連の軍制変革に包括されるべき問題なのである。

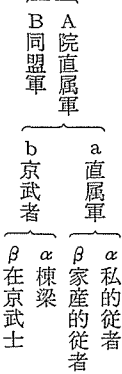
なお井上氏は十世紀末以後、棟梁出現に至るまでの軍制について、有力貴族・摂関家の軍制が國家の軍事制度のようにあらわれ、源満仲・頼信らの有力武士を「摂関家の侍大将」として軍事指揮

権を与えたとする（序章）。しかし、『今昔物語』に満仲を評して「公ケモ此レヲ用キテゾ有ケル。」とあるように、^③軍事貴族は決して特定の権門にのみ奉仕する存在ではなく、こうした状態は摂関政治全盛期にも同様であったと思われる。軍事貴族の多くが摂関家に奉仕したのは最高権力者であったためであり、その家産機構に深く組込まれていたわけではない。

三

最後に、棟梁をはじめとした院政期の武力に関する井上氏の諸見解を検討してみよう。まず、Ⅲ—§2を中心に、院による軍事力編成に關した所説を取上げ、次に棟梁の問題を論じることにしてい。

(1) 井上氏は、院が寺社等の莊園領主を抑圧するために武力を組織したと規定し、以下のように述べている。まず院の有した私的な武力としては受領・地方武士からなる北面、近侍する院の侍そして武者所の武士があり、また公的なものとしては檢非違使があった。一方、莊園領主も莊園の支配を通して武力を得たが、これに対して院は、時には莊園領主と同盟を結びながら、次のような形態で軍事力を編成し発動した。



右のうち「京武者」とは、院との私的な關係によって動員され、

官制とは無關係に國制上の位置を有する、院武力の中心となった規模の大きな武士である。そして、この中から公権を媒介として棟梁が出現するが、棟梁以外の京武者は國衙軍制と接触せず規模は棟梁に劣るものの、在地には有力な武士団をもち京では檢非違使などの官職に就いていた。これが在京武士である（以上、Ⅲ—§2）。一方、京武者に相當する武士がいずれも源平二氏に屬し、「源平相並」と称される軍制上の伝統が存した点にも注目して、院による武士の組織、さらに棟梁出現の背景には、源平兩氏が成立した時以來存する氏族の特色が結合していたとする（Ⅱ—§4）。

以上の所説については、まずⅢ—§2前半の院の武力に関する分析と軍事編成の図式との關係が曖昧な点、また莊園領主の武力について、預所をはじめとする莊園支配の武力を捨象したこと等の問題が指摘しうるが、ここでは「京武者」を中心とする在京の武力について論じることしよう。

まず、氏の提示した「京武者」^{〔棟梁在京武士〕}という分類は、当時多數並存していた源平等の武士団を的確に把握した妥当な概念と考えられる。また氏は、院が源義家以下の源氏を圧迫し平氏のみを重用したとする通説を却け、最高権力者として全ての武士を組織したと捉えているが、これは注目すべき指摘と言えよう。一方、その動員については官職と無關係であった点を強調し、院との私的關係にもとづくものとしている。基本的に首肯しうる見解ではあるが若干の問題点もある。第一に、摂関期にも「官制上位位置をもたない存在」（Ⅱ—§1）が武力として動員されており、兩者の間の異同を明示する必要がある。また氏は、京武者のもつていた官職に付随する武力が動員されるようになること述べているが

(Ⅲ—§2)、京武者が率いる武力は通常主従関係にある者のみである。さらに、檢非違使への補任を重視して、「公権」あるいは「国制上の地位」を獲得すると大きく評価しているが(Ⅱ—§4)、その一方で京武者は院との関係で国制上の地位を得、官制と無関係に動員されると論じているのはどう理解すればよいのであろうか。現実には、有力な京武者は必ずしも檢非違使等の武的官職に任じられていなかったことを認識せねばならない。

ところで、井上氏の所説で最も特徴的な点は、源平両氏の氏族の特性を強調した点である。武士の問題を論じるに際して、このような貴族社会の伝統に着目し、両者を統一的に把握しようとする姿勢は大きく評価される。しかしながら、結論にはそのまま従うことはできないのである。と言うのは、「源平相並」ぶ伝統の成立は秀郷流藤原氏の失脚等他姓の有力軍事貴族が没落した、いわば偶然の結果と考えられるためで、当初から氏族の特性が重要な意味を有していたとは考え難い。一方、源平両氏に属する武者でも、地方に土着した者は院に起用されることはなかった点に注目しておかなければならない。すなわち、京武者たりうる最大の前提条件は、京の政界に関与して京官・受領の地位を有することであった。かかる地位を保持する者が、やがて「貴種」と称されることになるのである。

以上京武者の問題を中心にいくつかの点を指摘したが、最後に武門の棟梁に関する所説にふれることにする。

(2) 井上氏の構想の中で棟梁の出現は、平安時代軍事制度上、最大の画期であったとされる。その成立の背景には「都市貴族の盟主として国政の恣意的運用をめざす院政」が、他権門を圧倒す

るため地方の武力を吸引しようとした事情があった。棟梁とは律令国家の軍事指揮権を譲渡されて成立するのであり、源頼義を最初の例とする(序章)。より具体的に見れば、棟梁は受領等の地位を通して地方に従者を有する京武者に院が追討使等の公権を与えて成立せしめるものであった。そして棟梁は公権によって地方武士との関係を深め、ついには国衙に対する命令権をも有し、院命さえ超克して武士政権に至るといふ見通しをたてている(Ⅲ—§2)。なお、こうした棟梁が院のもとで出現すること、源平二氏の氏族の特性と関係するとしている点は前述の通りである(Ⅱ—§4)。

さて、以上の論点のうち、井上氏が棟梁成立の契機を追討使等の公権に求め、頼義を最初の棟梁とした点は通説を踏襲したものである。しかし、従来石母田正氏らによって棟梁たる源氏の抑圧者とされた院を棟梁の育成者と捉え、その武力である平氏を、国衙を通して地方武士を組織し棟梁化したとする論点は氏独自のものと言えよう。公権を棟梁化の契機とする限り、平氏も頼義・義家と根本的には同一の立場にあり、西国武士との関係から棟梁とみなしたのは正しい指摘と考えられる。だが氏の場合、棟梁が国衙そのものを支配するかのごとく論じているが、これは事実誤認であり、国衙を通して若干の従者を得たにすぎないことを確認する必要がある。このことは『保元物語』に見られる平清盛の武力から判断しても明らかであろう。こうした棟梁の武力に関する過大な評価の結果、短絡的な武士政権への展望が提示されることになる。また、公権にのみ注目したために、それとは無関係に東国武士を組織した源義朝の問題が無視されている。保元・平治の

乱における活動からみても彼が清盛らと並らぶ棟梁であったことは疑いない。やはり公権ではなく、私的な、主従関係の発展による棟梁の出現をも想定する必要がある。この点は頼朝の政権につながる問題として重要な意味を有すると思う。

(3) 以上、京武者、棟梁の問題を中心に院政期の武力に関する所論を検討してきた。井上氏は、こうした武力は院が寺社等の他権門との対抗手段として動員したという認識を有している（これは院ばかりでなく他の権門の武力についても同様の見方がなされている）。かかる理解は氏に限らず、いわば通説的な見解と称してもよいだろう。しかし、最近棚橋光男氏が明らかにしたように、院政の本質は都市貴族の盟主として在地領主層を抑圧したことにこそ求められねばならないのである。したがって、院に組織された棟梁以下の武力はそのための爪牙という面を有するものと考えられる。また、先にも少しふれたように、棟梁はごく限られた武力を組織したにすぎず、しかも荘園・公領の所職を原則的に進止しえないのだから在地領主の基本的な願望である所領の安堵を行なうことは不可能であった。さらに、棟梁たりうるゆえんは地方反乱の鎮圧者となることにあるが、その鎮圧対象こそ納税を拒み国衙に反抗した在地領主に他ならない。こうしたことから考えて、棟梁の本質とは都市貴族の爪牙として在地領主層を抑圧した点にあると考える。これは、主に預所等として荘園支配の武力となった、他の在京武士たちにも共通すると言えよう。

棟梁の役割を以上のようなものとして理解するならば、その政権獲得は単純な主従結合の発展によって実現するものではないし、また政権の性格も簡単には規定しえないのは言う迄もない。とく

に、院政を停止し軍事独裁化した平氏政権の意義は、その存立期間が短いこともあって容易に把握し難い面があるが、そうした意味で、井上氏がⅢ-§3において平氏政権下の佐藤一族の動向を探り、佐藤能清が一國規模で平氏家人を動員しうる体制にあったとする指摘は重要である。また氏は、兵士の徴発における国衙の関与を示唆し、鎌倉幕府の守護・御家人体制への継統を主張している。これは幕府軍事機構の成立を探る上で、重要な意味をもつ見解と言えるだろう。

結 び

以上、主に将門の乱後の中央における軍事力の問題に重点をおきながら、井上氏の諸見解にふれてきた。氏の論文の構成によらず、主要な問題ごとに氏の所論を紹介し、私見を述べる形態としたが、甚だ私的な関心に偏った結果となり、書評の責めを果たせたか否か疑わしく思われる。また誤読・誤解も少なくないことと思うが、井上氏ならびに読者諸賢の厳しい御叱正を仰ぐ所存である。

- ① 福田氏「王朝軍事機構と内乱」（『岩波講座日本歴史 古代4』所収）、同氏『平将門の乱』、一八八—一九二頁（岩波新書）。
- ② 『扶桑略記』天徳四年十月二日条。
- ③ 『今昔物語』卷十九「撰津守源ノ満仲出家語」第四。
- ④ 『保元物語』「主上三条殿に御幸の事付けたり 官軍勢汰への事」
- ⑤ 棚橋氏「院政期の國家―その法と機能」（『日本史研究』一九九号所収）

(A5判 三八六頁 一九八〇年五月 吉川弘文館 四五〇〇円)

（京都大学大学院生